

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（2回目）に対する回答書

令和6年7月16日

川越市

No.	書類名	頁	項目	質問等	回答
1	入札説明書	5	第2 本事業の概要	乙型JVを構成する場合の監理技術者の配置期間について、 ①製作期間（本契約から建築工事着工まで）は「プラントの設計・建設業務を行う者」の監理技術者（工場製作期間）を1名 ②建築工事期間は「建築物の設計・建設業務を行う者」の監理技術者（構成員監理技術者、①の期間は配置せず。）を1名 ③プラント工事期間は「プラントの設計・建設業務を行う者」の監理技術者（現場工事期間）1名を配置することで問題ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	5	第2 本事業の概要	土木建築工事に関する解体工事期間に関しては構成員の監理技術者のみ配置と考えてよろしいでしょうか。	土木建築工事の解体工事期間における監理技術者は、当該業務の役割を担う構成員のみで差し支えありません。 解体工事の実施に当たっては、必要十分な担当技術者を配置してください。
3	入札説明書	5	第2 本事業の概要	工場製作期間およびプラント工事期間は「プラントの設計・建設業務を行う者」、「建築物の設計・建設業務を行う者」の現場代理人は監理技術者と兼務で配置することで問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	設計・建設に当たり安定的かつ確実な体制が構築できる場合には、建設工事請負契約書（案）第10条第5項のとおり兼務することは差し支えありません。
4	入札説明書	5	第2 本事業の概要	乙型JVを構成する場合の現場代理人の配置期間について、 ①製作期間（着工から建築工事着工まで）は「プラントの設計・建設業務を行う者」の現場代理人（工場製作期間）を1名 ②建築工事期間は「建築物の設計・建設業務を行う者」の現場代理人（構成員現場代理人、①の期間は配置せず。）を1名 ③プラント工事期間は「プラントの設計・建設業務を行う者」の現場代理人（現場工事期間）1名を配置することで問題ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、現場代理人は、工事現場の運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者のため、変更に当たっては、工事全体に支障のないようにしてください。
5	入札説明書	35	リスク分担表	下水放流用希釈水として使用予定の井水が、湧水量の不足や枯渇等、予期しえぬ事象で使用不可となった場合は、リスク項目の不可抗力と判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事の施工において瑕疵がなく、運営時においても定期的な点検及び保守を適切に実施した上で発生した湧水量の不足や枯渇等については、不可抗力とします。 ただし、井水の湧水量不足が懸念された場合には、速やかに発注者に連絡の上、書面等で状況報告をしてください。
6	様式集		様式29-1	変動費のセルのみが÷1000されています。変動費のセルの÷1000を削除し、すべてのセルを数値のユーザー定義「#,##0,」で千円単位にしたいかがでしょうか。	様式集（様式28から29-3）の訂正版を公表します。

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（２回目）に対する回答書

令和６年７月１６日

川越市

No.	書類名	頁	項目	質問等	回答
7	様式集		様式29-1	※3機械警備のほか、旅費、消耗品、印刷、インターネット費等、事務に係る費用は②機械警備等で計上するとあります。旅費、消耗品、印刷、インターネット費等、事務に係る費用事務費(人件費)で計上し、機械警備費用は②機械警備等で計上する形はいかがでしょうか。	様式29-1のとおりです。
8	要求水準書【設計・建設業務】	11	第1章 総則 第6節 契約不適合責任 2. 契約不適合に係る確認検査(2)	『受注者は契約不適合確認検査に先立ち、「契約不適合確認検査要領書」を本市に提出し、承諾を受けるものとする。』と記載がありますが、提出時期は引渡し前と想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細の日程は契約後の協議とします。
9	要求水準書【設計・建設業務】	11	第1章 総則 第6節 契約不適合責任 3. 契約不適合確認の基準 (1) 基本的な考え方	① 運転上支障がある事態が発生した場合と記載がありますが、危険を伴う作業や処理継続、維持管理業務に影響を及ぼす量・頻度の作業が発生する事態との理解でよろしいでしょうか。また、搬入汚泥の異物混入に起因する場合は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	「運営事業」履行開始前に受注者が提出する「業務実施計画」に示す業務を履行するに当たり、支障となる事項全般が該当します。 搬入汚泥の異物混入に起因する場合は、受注者が作成した根拠資料を精査した上で、協議します。
10	要求水準書【設計・建設業務】	11	第1章 総則 第6節 契約不適合責任 3. 契約不適合確認の基準 (1) 基本的な考え方	② 構造上・施工上の欠陥が発見された場合と記載がありますが、設計図書に記載された内容が遂行されずに発生したものとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市・監督員の指示により生じた場合はこの限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約（案）第44条、第44条の2、及び特記規定第1条のとおりです。
11	要求水準書【設計・建設業務】	11	第1章 総則 第6節 契約不適合責任 3. 契約不適合確認の基準 (1) 基本的な考え方	③ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、設備の機能が著しく損なわれた場合と記載がありますが、搬入し尿等の処理に関わる機器・設備（配管、電気設備含む）を原則とし、設計図書で記載している水準に満たない状態まで機能が低下した場合との理解でよろしいでしょうか。この場合、搬入汚泥の異物混入に起因する場合や搬入汚泥の性状が明らかに御指定値（御発注仕様書記載の搬入性状）から逸脱していることに起因する場合は該当しないものとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市・監督員の指示により生じた場合はこの限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	・「主要部分」の定義については、No. 13を参照してください。 ・「設備の機能が著しく損なわれた場合」とは、設計図書に限らず、入札説明書類で求める水準に満たない状態まで機能が損なわれた場合を指します。 ・搬入汚泥の異物混入や搬入汚泥の性状に起因する場合については、No. 12をご参照ください。 ・本市もしくは監督員の指示により生じた場合については、No. 10をご参照ください。
12	要求水準書【設計・建設業務】	11	第1章 総則 第6節 契約不適合責任 3. 契約不適合確認の基準 (1) 基本的な考え方	④ 性能に著しい低下が認められた場合と⑤ 主要装置の耐用が著しく短い場合と記載がありますが、搬入汚泥の異物混入に起因する場合や搬入汚泥の性状が明らかに御指定値から逸脱していることに起因する場合は該当しないものとの理解でよろしいでしょうか。	受注者が作成した根拠資料を精査した上で、協議します。
13	要求水準書【設計・建設業務】	11	第1章 総則 第6節 契約不適合責任 3. 契約不適合確認の基準 (1) 基本的な考え方	〃契約不適合確認の基本的な考え方として、「③主要部分に亀裂、破損～が著しく損なわれた場合」⑤「主要装置の～場合」と記載あります。それぞれ「主要部分」「主要装置」については、どの機器を指すのかご教示願います。	主要部分とは「定期的な交換等を要する消耗部分」を除いた部分が該当します。 主要装置は新施設の運営において重要度の高い（トラブルによって運営の影響を受ける）装置が該当します。

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（2回目）に対する回答書

令和6年7月16日

川越市

No.	書類名	頁	項目	質問等	回答
14	要求水準書【設計・建設業務】	11	第1章 総則 第6節 契約不適合責任 2. 契約不適合に係る確認検査 (1)	「受注者は契約不適合責任期間終了前に、各設備装置及び建築物の状態を検査（契約不適合確認検査）し」とありますが、この契約不適合責任期間とは、施工の契約不適合責任期間である2年間を示すものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設業務】第1章第6節1. (1). ア及び要求水準書【設計・建設業務】第1章第6節1. (2)のとおりです。
15	要求水準書【設計・建設業務】	12	第1章 総則 第7節 工事範囲 2. 付帯工事	工事範囲に既設管理棟等解体撤去工事がありますが、一部、敷地境界線外に困障等があります。こちらも撤去範囲と考えてよろしいでしょうか。撤去範囲の場合、撤去後の舗装等の工事も工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	工事範囲外です。
16	要求水準書【設計・建設業務】	12	第1章 総則 第7節 工事範囲 2. 付帯工事	敷地の南南東に電柱がありますが、撤去した場合に敷地外の電柱に影響が出る恐れがありますので移設での対応が必要と考えますが、移設工事は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	本工事の施工に伴い発生する電柱の移設工事は、工事範囲に含まれます。
17	要求水準書【設計・建設業務】	19	第2章 計画に関する基本的事項 第1節 計画処理量	雑排水(1kL/日)とはどのようなものか具体的にご教示願います。	川越市一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画書」及び(仮称)川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業基本計画を参照してください。
18	要求水準書【設計・建設業務】	22	第3章 処理設備仕様 第1節 基本事項 1. 水槽設計に関する基本事項 (2)	『マンホール数量1槽につき2か所以上、口径は600mmと750mmを標準として、各槽1か所は750mmとする。なお、浸水対策上、必要な水槽（汚水槽等）のマンホールは防水（密閉）仕様とする。』と記載ありますが、商品として販売されているFRP「製」マンホールではφ600mm防水型マンホールは流通していますが、φ750mmの防水型マンホールは流通していません。簡易防水型が流通しているのみとなりますので、φ750mmについては簡易防水型にて代替可能でしょうか。	マンホール仕様、数量については要求水準書【設計・建設業務】を基本とします。
19	要求水準書【設計・建設業務】	58	第5章 土木・建築工事 第1節 基本事項 1. 設計方針 (2) 仮設工事 ウ	『現場事務所、作業員詰め所とともに本市の監督員事務所を設ける。…「【添付資料－1】建設予定地及び資材置き場」に示すエリアを貸与するが、…すること』とありますが、借地料は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書【設計・建設業務】	58	第5章 土木・建築工事 第1節 基本事項 1. 設計方針 (2) 仮設工事 ウ	『現場事務所、作業員詰め所とともに本市の監督員事務所を設ける。…「【添付資料－1】建設予定地及び資材置き場」に示すエリアを貸与するが、…すること』とありますが、工事終了後、現場事務所で使用した敷地は現状復帰でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書【設計・建設業務】	70	第5章 土木・建築工事 第3節 付帯工事 9. 既設内容物処理工事	水槽清掃時に発生した、残砂、スカム等は川越市の焼却処分場にて処分していただけたと考えてよろしいでしょうか。	当市の焼却施設、処分場での受け入れは想定しておりません。これら残渣類の処分については各社仕様とします。

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（２回目）に対する回答書

令和６年７月１６日

川越市

No.	書類名	頁	項 目	質 問 等	回 答
22	要求水準書【設計・建設業務】	70	第5章 土木・建築工事 第3節 付帯工事 10. 既設管理棟等解体撤去工事	車庫棟の解体撤去時期については貴市と協議と記載がありますが、協議が必要となっている理由は入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書No. 78を考慮しているためでしょうか。仮設トイレを設置することで、車庫棟を先行的に解体することも可能と考えてよろしいでしょうか。	既存施設の運転継続に支障が生じない場合は、車庫棟を先行的に解体することを可能とします。
23	要求水準書【設計・建設業務】	－	添付資料-1	建設用地に関しては、地下に建築物または土木構造物など残存している情報は無い理解でよろしいでしょうか。	地下構造物等の残存に関しては、図書閲覧のとおりです。
24	要求水準書【設計・建設業務】	－	添付資料-4 既設井戸ポンプ(1)	井戸ポンプ本体のみに交換部分との記載がありますが、揚水管、井戸蓋、液位計等の付属品の更新は不要と考えてよろしいでしょうか。	ポンプ、揚水管、蓋、液位計等の付属品、現場制御盤等関連設備１式を更新対象とします。
25	要求水準書【運営業務】	8. 9	第1章 総則 第2節 運転管理業務 4. 分析・測定等	臭気、騒音、振動測定の受注者及び仕様書をご教示願います。	各社で計画してください。
26	要求水準書【運営業務】	17	第3章 業務内容 第2節 運転管理業務 3. 資源化物等搬出業務	汚泥運搬業者が汚泥運搬時に使用している運搬車の寸法(コンテナ含む)をご教示願います。	各社仕様とします。
27	要求水準書【運営業務】	24	第3章 業務内容 第5節 その他業務 2. 植栽管理	動物管理センター裏側（南側）エリアについて、貴市にて将来的な利用計画等はございますでしょうか。また、運営期間中の本敷地に対する市民の皆様の出入り制限について、貴市の考えをご教示ください。	現時点では、本市以外での利用計画はございません。市民の出入りは想定していません。
28	建設工事請負契約書（案）	7	第10条の2	事前調査の定義について、事前とは各工種の本格的施工に準じ、必要に応じて個別毎に実施する調査の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	建設工事請負契約書（案）	7	第10条の2 第3項	建設工事請負契約書案第10条の2の3にて「要求水準書に定める現場調査」という文面がありますが、「現場調査」は同条記載の「事前調査」と同じとの理解でよいでしょうか。	要求水準書に定める現場調査とは、要求水準書【設計・建設業務】に従い、現地で実施する調査を「現地調査」と言います。
30	運営業務委託契約書（案）	2	第2条 第3項	契約の保証については、運営管理業務委託の運営期間（供用開始日から令和24年9月30日まで）を対象期間という考えでよろしいでしょうか。	運営業務における契約の保証期間は、契約締結日から令和24年9月30日までとします。
31	運営業務委託契約書（案）	3	第4条の2	「前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約書記載の業務委託料の10分の1以上の金額（以下「保証対象額」という。）とする。」とありますが、同種事業の一般的な事例を踏まえ、業務委託契約書記載の業務委託料を15で除した額の10分1以上の金額 としてよろしいでしょうか。	現行のとおりです。

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（２回目）に対する回答書

令和６年７月１６日

川越市

No.	書類名	頁	項 目	質 問 等	回 答
32	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No.12, 13	建築物の設計・建設業務を行う者について、「入札説明書第4.1.(3).イに記載する要件」には「市内に本店が所在する者」がありますが、この要件はあくまで入札参加資格に関する要件であり、本事業の設計・建設を進めるに当たっては、代表企業であるプラントメーカーが主体となって作成する設計提案内容が原案となって計画進行が可能となりますので、共同企業体内で十分に協議した上で、建築物の設計業務は代表企業であるプラントメーカーが担当しても差し支えないと考えてよろしいでしょうか。	建築物の設計を行う者は、入札説明書第4.1.(3).イに記載する要件を満たす者です。 ただし、事業方式（DBO）及び計画施設の特殊性を鑑み、建築物の設計に当たっては、グループの構成員同士で十分に協議・調整等の上、協力して実施してください。
33	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No.56	質問（１回目）に対する回答書No.56では「脱臭用機器及び建築設備に係る電力は、変動費電力費（従量料金）で計上する」とあります。一方、様式29-1②では、「固定費は、運営管理に係る経費のうちし尿等搬入量に関わらず運営管理に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出するものとする。変動費は、運営費のうちし尿等搬入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出するものとする。固定費はし尿等搬入量に関係なく一定額であり、変動費はし尿等搬入量に応じて算出される」とあります。脱臭用機器及び建築設備に係る電力は、し尿等搬入量に関わらず運営管理に伴って一定の費用が生じる固定的な経費と推察します。仮に変動費で計上した場合、搬入量の減少に伴い15年間で多額の損失が発生しますので、脱臭用機器及び建築設備に係る電力は固定費としていただけないでしょうか。	（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書のとおりです。
34	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No.56	質問（１回目）に対する回答書No.56について、脱臭用機器及び建築設備に係る電力は、変動費電力費（従量料金）で計上するとご教示頂きましたが、制御盤やデータログ等の電気設備の電力量は搬入量変動に関係なく固定的に発生するものと考えますので、これら電気設備の消費電力は固定費との理解でよろしいでしょうか。	変動費電力費（従量料金）に計上してください。
35	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No.57	質問（１回目）に対する回答書No.57について、「脱臭用機器に係る薬品は変動費薬品費で計上」とありますが、様式29-1の※6では「活性炭（脱臭用）は固定費Ⅱ（各種設備の保守費）に計上すること」とあります。活性炭費用及び活性炭交換費は変動費でなく、固定費Ⅱで計上する理解でよろしいでしょうか。	脱臭用機器に係る薬品については、変動費薬品費に計上してください。 活性炭（脱臭用）及びその交換費用は固定費Ⅱ（各種設備の保守費）に計上してください。
36	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No.58	質問（１回目）に対する回答書No.58について、様式29-3に修正事項がございます。他の修正事項もある場合、混乱及び誤計上を防止するためにも最新版の各様式集を配布頂けないでしょうか。	No.6の回答を参照してください。

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（２回目）に対する回答書

令和６年７月１６日

川越市

No.	書類名	頁	項 目	質 問 等	回 答
37	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No. 102	『(仮称)川越市汚泥再生処理センター整備にかかわる生活環境影響調査書に記載している騒音について、夏季の夜間の騒音が基準値45dB(A)に対して、48～49dB(A)の結果となっております。原因は虫の音等と記載されております。新施設の供用開始が令和9年10月供用開始のため、性能試験は8～9月の夏季に行う形となりますが、騒音の性能試験を夏季に行うと、虫の音等により騒音値が基準値を超える結果になるかと想定されます。騒音の性能試験のみ供用開始後の虫の音等の影響がない時期に行う形でもよろしいでしょうか』の質問に対して、『性能試験がすべて合格した場合に、部分引渡し（又は引渡し）を行うことを原則とします。』とのご回答をいただいております。騒音性能試験を行います。基準値以上の数値の原因が明らかに虫の鳴き声によるものと確認ができれば、引き渡しを行うことで問題ないでしょうか。	(仮称)川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書のとおりです。ただし、基準値超過が受注者の責（施設性能）によらないものと判断される場合には協議とします。
38	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No. 103	質問No. 102の回答で『性能試験がすべて合格した場合に、部分引渡し（又は引渡し）を行うことを原則とします。』とのご回答をいただいておりますが、部分引渡しはどの範囲までの引き渡しを想定されているのでしょうか。	新施設が供用開始できる状態を想定しています。
39	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No. 165	「新施設稼働後」とは、部分引渡し（共用開始）後という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No. 185	排水方法の検討を行うため、浴室の使用頻度をご教示願います。水質分析室は流し台、実験台、ドラフトチャンバーに給水配管が接続されていますが、全て使用されているのでしょうか。	浴室の使用は基本的にありません。（非常に汚れた場合に使用）洗濯機（３台）は使用する予定で、使用頻度は１～２回／台・日程度です。水質分析室は実験台と流し台を使用しており、ドラフトチャンバーは使用していません。分析室からの排水は、分析に使用した検体の水と器具洗浄水のみです。（一日数リットル程度）
41	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No.212	質問（１回目）に対する回答書No.212では、放流水について「水温及びpHについては1回/日以上測定する必要があります。」とのご回答でした。これは、要求水準書【運営業務】第3章 業務内容 第2節 運転管理業務 4. 分析・測定等(P19)に関連した質問でしたが、1回/日以上測定する放流水の水温及びpHについては要求水準書に記載のある「計量証明事業者かつ第三者機関」ではなく、センサー測定で構わないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書【運営業務】第3章第2節4の分析・測定は、要求水準書のとおり「計量証明事業者かつ第三者機関」が行うものです。1回/日以上測定する水温及びpHについては「計量証明事業者かつ第三者機関」が行うものでなくとも構いません。

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る入札説明書類への質問（２回目）に対する回答書

令和６年７月１６日

川越市

No.	書類名	頁	項 目	質 問 等	回 答
42	入札説明書類への質問（１回目）に対する回答書	－	No.220	質問（１回目）に対する回答書No.220について、本件施設に常駐する社員が日常的に排出する生活排水を処理フロー前段に戻したとしても、上下水道局様の判断次第で、事業場の生活排水として個別に下水道料金が発生する可能性があるということでしょうか。	お見込みのとおりです。

以下は入札説明書類に係る質問ではないため、参考回答とします。

No.	書類名	頁	項 目	質 問 等	参 考 回 答
1	車両動線図（現状）	－	－	図面左上の危険物倉庫の前に「〇〇」と記載があるのですが、現地調査の際にはこの箇所に配管が立ち上がっており、車両が通行できないように塞がれていました。この配管はバリケードであり、取り外して車両通行することが可能と考えてよろしいでしょうか。取り外す際に制約等がある配管であれば、条件をご教示願います。	当該配管はバリケードとして使用しているものです。取り外す際の制約等はありません。